

10月から医療保険が改正されます

先の国会で「医療制度改革関連法案」が可決・成立したことに伴い、10月から医療費の自己負担額などが変更になります。

○70歳以上の人または老人保健で医療を受ける人のうち、一定以上所得者の自己負担割合が変わります

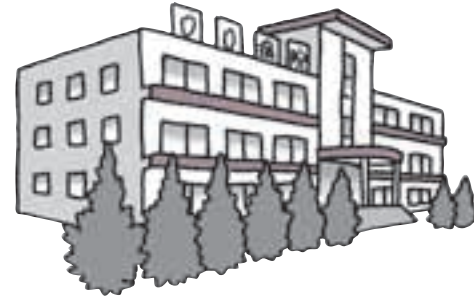
70歳以上の人または老人保健で医療を受ける人のうち、一定以上所得者については医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担割合が引き上げられます。

○高額療養費の自己負担額が変わります

同じ月内に支払った医療費が高額になったとき、申請により自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されますが、今回の改正により自己負担限度額が変更されます。

平成18年9月30日まで	平成18年10月1日から
2割	3割

※国民健康保険の加入者(老人保健で医療を受ける人を除く)については、市議会で条例改正の議決を経て変更されることになりますので、自己負担割合変更後の高齢受給者証は9月下旬にあらためて郵送します



70歳未満の人(老人保健医療を受けている人は除く)の高額療養費自己負担限度額(月額)

区分	平成18年9月30日まで		平成18年10月1日から	
	過去12カ月間の高額療養費支給回数 3回目まで	4回目以降	過去12カ月間の高額療養費支給回数 3回目まで	4回目以降
一般	72,300円 + 医療費が241,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	40,200円	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	44,400円
上位所得者(注)	139,800円 + 医療費が466,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	77,700円	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	35,400円	24,600円

(注)上位所得者とは、国民健康保険の場合、保険料算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額などが600万円(平成18年9月までは670万円)を超える世帯の人です
職場の健康保険に加入されている場合は、ご加入の保険者(社会保険事務所・健康保険組合など)にお問い合わせください

70歳以上の人または老人保健医療を受ける人の高額療養費自己負担限度額(月額)

区分	平成18年9月30日まで		平成18年10月1日から	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一般	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円
一定以上所得者(※1)	40,200円	72,300円 + 医療費が361,500円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算 (注)過去12カ月間で4回目以降の場合は40,200円	44,400円	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算 (注)過去12カ月間で4回目以降の場合は44,400円
低所得Ⅱ(※2)	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ(※3)	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円

(注)区分の判定基準については、ご加入の保険者(老人保健で医療を受ける人は、市の福祉課)にお問い合わせください

○出産育児一時金の支給額が変わります

平成18年9月30日までの出産	平成18年10月1日からの出産
1児につき 300,000円	1児につき 350,000円

※国民健康保険の加入者については、市議会で条例改正の議決を経て変更されることになります

被保険者が出産したときに支給される出産育児一時金の変更されます。ただし、基準となる日は出産をした日です。(申請日ではありません)

○70歳以上の人または老人保健で医療を受ける人が療養病床に入院する場合の負担が変わります



療養病床に入院する場合、従来は食料費のみを負担していましたが、今回の改正により食費と居住費相当額を負担することになります。

○人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わります

厚生労働大臣が指定する特定疾病のうち、慢性腎不全で人工透析を要する70歳未満の上位所得者について、自己負担限度額が左の表のとおり変更されます。

用語解説

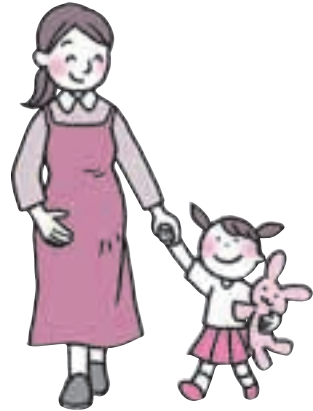
※1 一定以上所得者
現役世代と同程度の負担能力があると考えられる人で、その判定基準は現役世代の平均的な収入や税制上の諸控除に基づいて設定されています。例えば、老人保健で医療を受ける人の場合は、次の基準によります。

【同じ世帯に、住民税の課税所得が145万円以上の70歳以上の人がいる人】

※2 低所得Ⅱ
国民健康保険または老人保健で医療を受ける人の場合、同一世帯の世帯主および世帯員全員が住民税非課税で、低所得Ⅰに該当しない世帯の人です。

※3 低所得Ⅰ
国民健康保険または老人保健で医療を受ける人の場合、同一世帯の世帯主および世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の控除額は80万円)を差し引いたとき0円になる人です。

※ご加入の医療保険によって判定基準が多少異なりますので、詳しくはご加入の保険者(国民健康保険・社会保険事務所など。ただし、老人保健で医療を受ける人は、ご加入の保険にかかわらず市役所の福祉課)にお尋ねください



平成18年9月30日まで	平成18年10月1日から
食料費相当額を負担 月額 24,000円	食費・居住費相当額を負担 食費 月額 42,000円 居住費 月額 10,000円 合計 月額 52,000円

○所得の低い人は負担が軽減されます

住民税非課税世帯	月額 30,000円
年金受給額80万円以下等	月額 22,000円
老齢福祉年金受給者	月額 10,000円

※人工呼吸器、中心静脈栄養などを要する状態や脊髄(せきずい)損傷、難病などの人は、現行どおり食料費相当額のみを負担(一般の場合月額24,000円)となります

平成18年9月30日まで	平成18年10月1日から
10,000円	20,000円